第４　動力刈払機

１　適用範囲

肩掛式又は背負式の動力草刈機に適用する。

２　一般事項

(1)　導入

ア　機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、安全性も選択の基準とすること。その際、一定水準以上の安全性を有する機械であることを示す安全鑑定証票の有無を参考とすること。

中古機械を導入する場合は、安全装備の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、又は適切な整備を行うこと。

イ　引渡し時には、機械の操作、安全装置等について十分に説明を受けること。

(2)　取扱説明書の熟読、保管等

取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項、安全装置の使用方法、使用時の危険回避方法等について理解すること。併せて、機械に貼付してある安全標識を確認しておくこと。

取扱説明書は、保管場所を決め、いつでも取り出して読めるようにすること。

(3)　目的外使用と改造の禁止

ア　本来の目的以外に使用しないこと。

イ　改造しないこと。特に、安全装置を取り外さないこと。飛散防護カバーを取り外したり、ずらしたりしないこと。また、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。

３　作業前

(1)　緊急時の停止方法の周知

緊急時に備え、エンジンの停止方法等を家族や作業者全員が確認しておくこと。

(2)　適切な服装、保護具の着用等

裾、袖口が締まっている作業服、ヘルメット、手袋、安全靴、保護めがね又はフェイスシールド、イヤーマフ、すね当て、その他の保護具を着用すること。腰手ぬぐい、首巻タオル、鉢巻をしないこと。

(3)　体調

体調が悪いときには、機械の運転をしないこと。

疲労を感じたときには、休憩をとること。

(4)　天候

悪天候の際に、無理して作業しないこと。

寒冷時や温度の低い早朝等における作業では、振動障害等の危険性が高まるので、作業を避けるか、手を十分暖めてから行うこと。

(5)　点検、整備

ア　使用前には必ず点検を行い、異常がある場合は整備するまで使用しないこと。

点検に際しては、緊急離脱装置の作動を確認する他、各部のネジの緩み、刈刃のひび割れや破損、摩耗等の有無を確認すること。点検後は、刈刃は確実に固定し、取り付けた後、回り止め工具を必ず外すこと。なお、刈刃を取り扱う際には手袋を着用すること。

イ　点検の際に飛散物防護カバーを外した場合は指定された位置に必ず取り付けること。

ウ　肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスを良くすること。

エ　非常時に機械をすぐ切り離せるように訓練しておくこと。

(6)　燃料補給

火災の恐れがあるので、燃料補給するときは、エンジンを停止し、エンジンが冷めてから行うこと。給油中は、火気を近づけず、機械から離れないこと。燃料キャップは確実に締め、こぼれた燃料はふき取ること。

(7)　作業環境の整備

作業現場の異物（石、空きかん、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すること。

4　作業中

(1)　エンジン始動、停止

ア　始動は、給油場所から３m以上離れた場所で、地面に置いて、刈刃を地面から浮かせた状態で行うこと。

イ　リコイルスターターを引く際には周囲にぶつからないか確認すること。また、感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

ウ　エンジンが完全に停止するまで、停止スイッチは復帰させないこと。

(2)　刈刃による傷害防止

ア　指定された刈刃以外は使用しないこと。

イ　すべり止め付きの靴を履き、転倒しないように足場を確認しながら作業すること。傾斜地では、足場を確保しながら等高線方向に作業すること。急傾斜地では作業を行わないこと。

ウ　作業中は、人、動物との間に15m以上の距離を設けること。

エ　複数で作業を行う際は、相互の位置状況を把握した上で安全確保すること。

近づこうとしている者を認めたときは、速やかにエンジンを停止し安全な状態になってから接近を許すこと。

オ　作業者と連絡をとる場合には、作業者の前方に回り遠くから呼びかける等、安全な方法によること。

カ　機械を地面に置くときには、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

キ　刈刃への巻き付き、詰まりを除去するときには、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

ク　移動時には、エンジンを停止させ、刈刃カバーを装着すること。

ケ　梯子や踏み台等の上での作業は、決して行わないこと。

(3)　キックバック防止

ア　ハンドルは両手で握り操作すること。機械は、肩掛けバンドに接続して使用すること。

イ　一般的な反時計回りの刈刃では、右側で刈ると作業者側に跳ね返されて刈刃と接触する恐れがあるので、必ず左側で刈り払うこと。

ウ　刈刃を岩、石、切株等障害物に接触させると作業者側に跳ね返され刈刃と接触する恐れがあるので、刈刃を無理に振り回したり、地面に食い込ませたりしないこと。また、刈払機で樹木の枝を伐採しないこと。

エ　障害物に接触させた場合は刈刃が損傷していることがあるので、刈刃を点検すること。

(4)　飛散物からの防護

ア　飛散物による眼の障害が多発しているので、必ず保護めがねやフェイスシールドを着用すること。

イ　膝より高く持ち上げると飛散物が顔面に衝突する可能性が高くなるので、刈刃を膝より高く持ち上げないこと。

(5)　その他

ア　適正なエンジン回転数で作業すること。

イ　使用中及び使用直後は火傷の恐れがあるので、マフラー及び高温部に触れないこと。

5　作業後

(1)　点検・整備

ア　作業後の点検・整備を必ず行うこと。その際、必ずエンジンを停止させ、刈刃が停止してから行うこと。

イ　点検・整備のため外した安全カバーは必ず装着すること。

(2)　機械の管理

ア　管理のための記録

運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、記録に基づく適正な管理を行うこと。

イ　機械の保管

燃料を抜き、関係者以外が手を触れないよう安全な場所に保管すること。その際、刈刃カバーは必ずつけておくこと。

(3)　機械を貸与する場合

機械を貸与する際には、適切な整備を行い、機械の使用方法、安全上の注意を十分に説明するとともに、取扱説明書の熟読を指示すること。